

遠野市地域福祉計画  
健やかに人が輝くまちづくり



平成 20 年 2 月  
遠 野 市

## 第1章 地域福祉計画の基本事項

I 地域福祉を取り巻く課題	1
II 地域福祉計画の性格	2
III 計画の目的	3
IV 計画の位置づけ	4
VI 地域福祉計画の期間	5
VI 基本方針	6

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

その1 地域福祉の推進に対する基本的考え方	7
その2 施策の体系	8
その3 具体的施策の推進	10
I 健康づくりの推進	10
1 健康づくり活動の推進	10
2 医療体制の充実	15
II 地域福祉の充実	17
1 地域福祉活動の充実	17
2 高齢者の生きがいをづくりの推進	20
3 介護予防・介護サービスの充実	22
4 障害者福祉の充実	26
III 子育て支援の推進	29
1 少子化対策・子育て支援	29

## 第3章 地域福祉の推進方向

I 地域福祉課題の集約状況	32
1 市長と語ろう会で特定された地域課題	32
2 遠野市総合計画前期基本計画ワーキングで共有された地域福祉課題	33
3 地域福祉懇談会による意見集約結果	35
II 地域福祉計画の取り組み内容	36
1 地域福祉計画の進め方	36
2 地域課題の体系(地域課題の特定)	37

## 第4章 地域福祉推進5ヵ年プログラム

I 地域福祉推進5ヵ年プログラムの位置づけ	43
II 地域福祉推進5ヵ年プログラムの基本方針	43
III プログラム1【ワンストップの福祉サービス	44
IV プログラム2【地域福祉コミュニティの充実】	45
V プログラム3【地域福祉の総合的推進】	46
IV プログラム4【安心安全な福祉まちづくり… 保健・医療・福祉の有機的連携】	47

# 第1章 地域福祉計画の基本事項

## I 地域福祉を取り巻く課題

我が国の地域福祉を取り巻く情勢は、少子・高齢化社会の進展とあいまって、核家族化が進行し、伝統的な家族や地域での相互扶助機能の希薄化が進行しています。

また、そうしたなか、自殺、家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなど、多くの社会問題も浮き彫りとなっています。

その一方において、住民の福祉に対するニーズは、介護保険法や障害者自立支援法等の各福祉政策の進展に伴い急速に増大しており、地域における福祉サービスの量あるいは質の確保が地方自治体に求められるものとなっています。

しかしながら、福祉サービスの主要な担い手であった国や地方自治体は、財源の逼迫からこれらニーズの全てに対応することは現実的に難しい状況となっています。

また、国民の価値観の多様化に伴い、全国的・一律的な行政の福祉サービスの展開を見直すなかで、地域の実情や資源に即した固有の福祉ニーズも顕在化しており、これに呼応するボランティアやNPOなどの地域住民の活動が活発化し、社会福祉を通じた新たな地域福祉コミュニティ形成の動きも同時に進展を見せてきています。

こうした多様な状況に対応するため、対象者別の福祉施策から横断的な福祉施策への転換を進めるとともに、市民の互いの助け合いや支え合いの仕組みづくりを実現し、より身近な地域福祉の充実に資する必要性が生じています。

### 【地域福祉計画の背景】

- ① 我が国の伝統的な家族や地域での相互扶助機能の希薄化
- ② 自殺、家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなど、多くの社会問題の表面化
- ③ 福祉ニーズの増大
- ④ 国、地方自治体の財政の硬直化
- ⑤ ボランティアやNPOなどの新たな地域コミュニティの顕在化

## II 地域福祉計画の性格

地域計画は、平成 12 年の社会福祉法の改正により各地方自治体が主体的に取り組むこととされており、地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら策定するとともに、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと位置づけられています。

これを受け、遠野市地域福祉計画は、遠野市の地域福祉資源やこれまでの市民と行政との共同体系を核としながら、関係機関との連携を更に深め、保健・医療・福祉の総合的・一体的な運用により体系化し、福祉によるまちづくりを推進するものとします。

特に、本計画において、地域で生活する住民一人ひとりの多種・多様な地域福祉ニーズに対し、地域でその人らしく暮らせる個人の尊厳を重視することはもとより、社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ市民協働体系を確立し、福祉活動を通じて地域を活性化させる方策を今後の地域福祉の視点に据えるものとします。

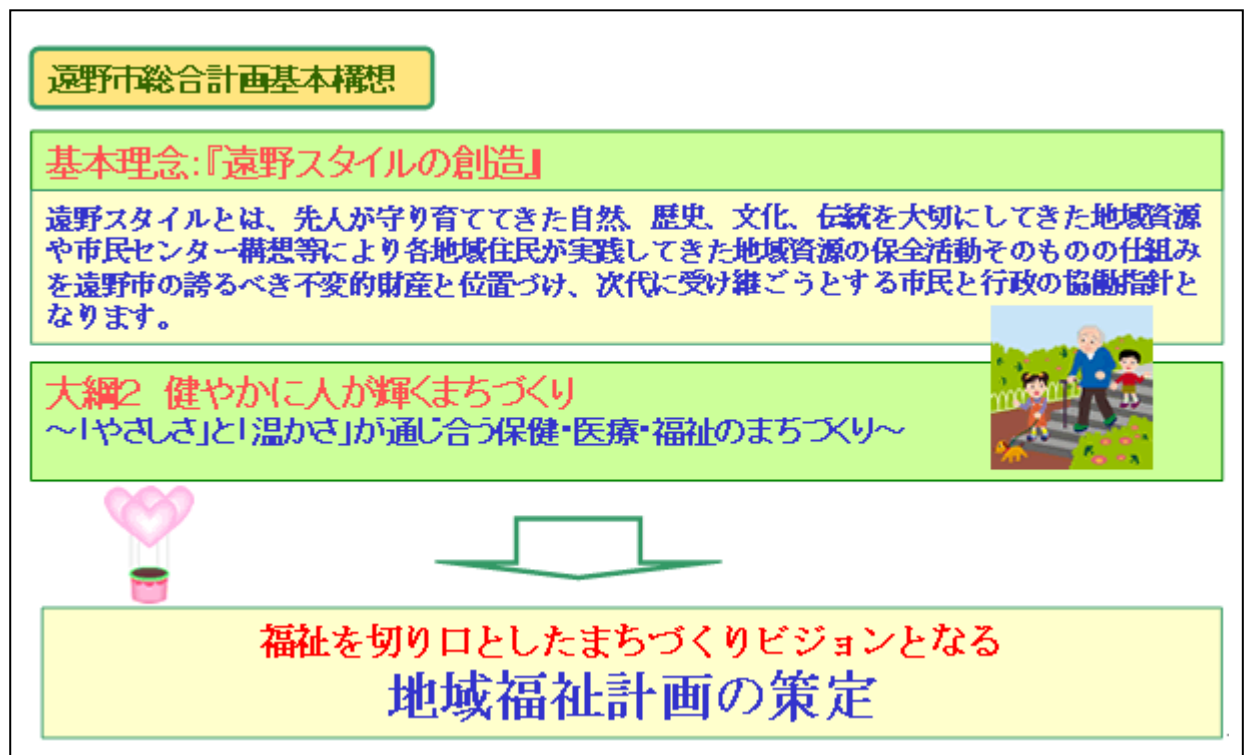
その意味で、遠野市地域福祉計画は住民参画、市民協働による計画の運用が特に重要であり、地域福祉課題の解決過程において、豊かな社会福祉を市民協働で形成する上で大きな指標ともなります。

### 【地域福祉計画の性格】

- ① 地域でその人らしく暮らせる個人の尊厳を重視
- ② 住民参画・市民協働による社会福祉の実現
- ③ 福祉による地域の活性化

### Ⅲ 計画の目的

本計画は、遠野市総合計画の基本理念である『遠野スタイルの創造』に基づき遠野市の福祉関連施策の推進と、推進に係る仕組みづくりを行うとともに、幅広い市民の参画を得ながら、社会福祉関係団体、行政の3者の協働により、地域が家族のようにいつまでも元気でいきいきと暮らせる、福祉コミュニティネットワーク環境の醸成を目指すとともに、もって、すべての市民が、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成を推進することを目的とします。



#### 【地域福祉計画の目的】

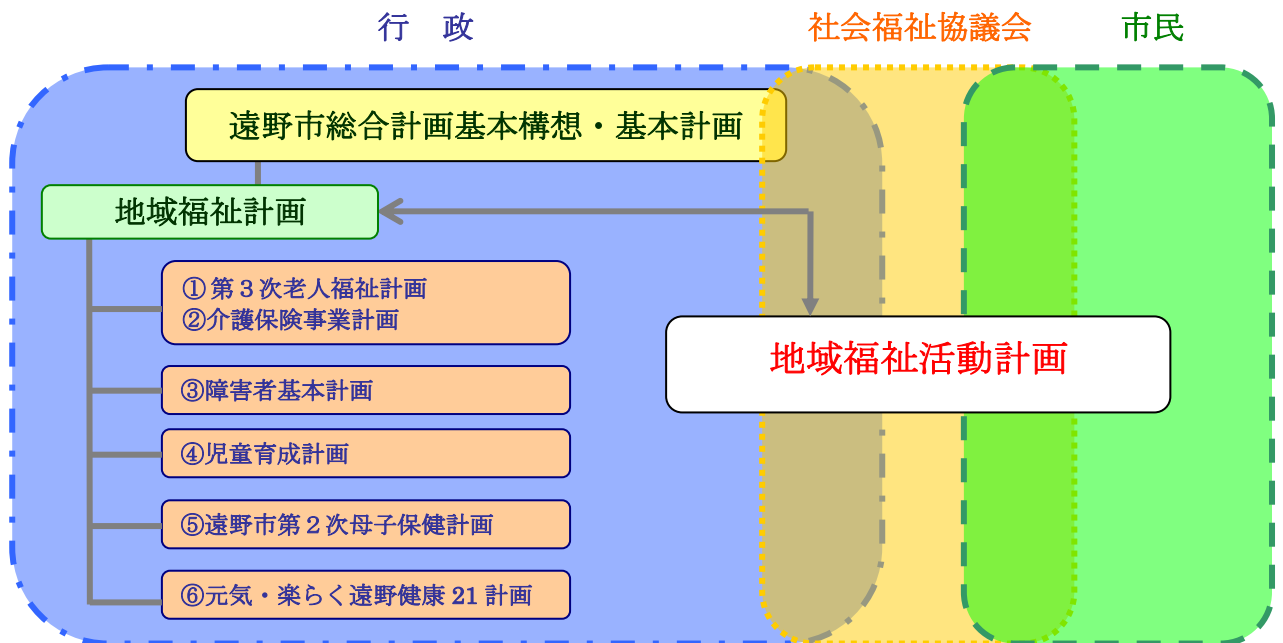
- ① すべての市民が、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成
- ②市民、社会福祉関係団体、行政の3者による福祉コミュニティネットワーク環境の醸成

#### IV 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法並びに遠野市総合計画基本構想及び基本計画（平成 18～22 年度）にもとづく当市の将来像を実現するための、マスタープランとして位置づけるものであり、各福祉関連基本計画及び関連施策との一体的運用に資するとともに、住民主体の地域福祉の推進を図る上での基本理念とします。

また、遠野市総合計画施策の大綱に定める「やさしさ」と「温かさ」が通じ合う保健、医療、福祉のまち創りを具体的推進するため、市民、社会福祉関係団体と連携しながら、実効的に福祉による地域づくりを推進するため、地域福祉活動計画のマスタープランとしての性格を有するものとします。

#### 【計画概念図】

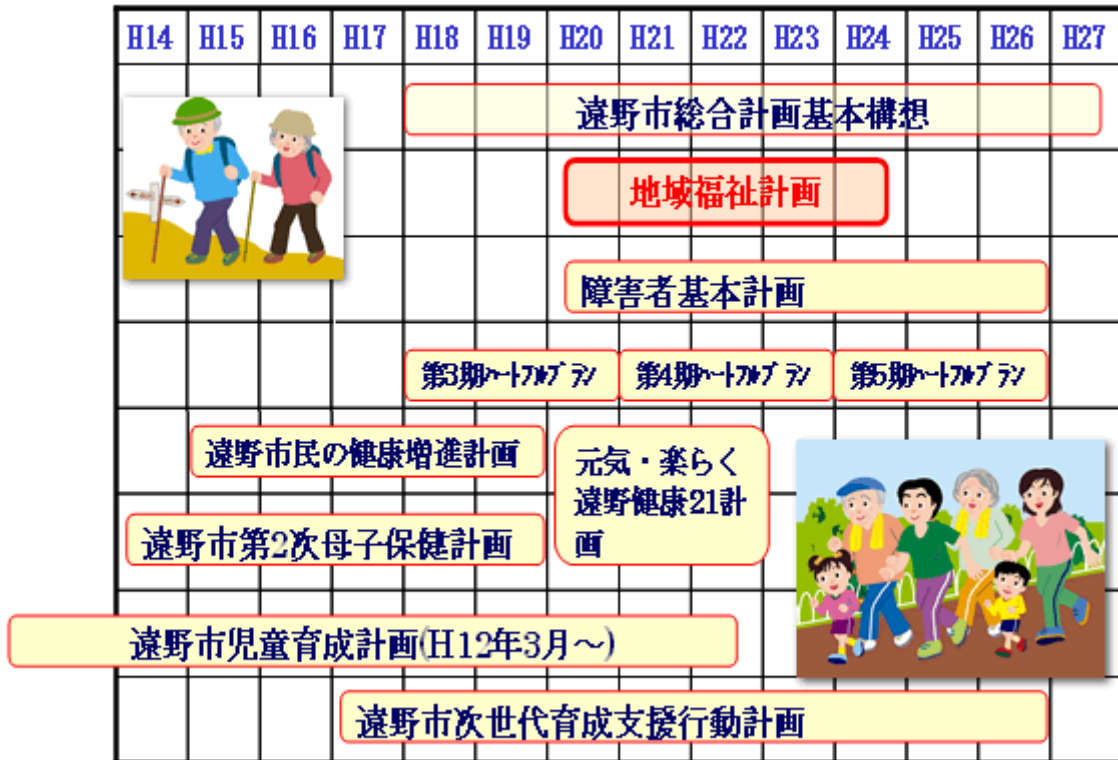


#### 【地域福祉計画の性格】

- ① 総合計画の具体化
- ② 各福祉施策及び基本計画のマスタープラン
- ③ 住民主体による地域福祉の基本理念
- ④ 地域福祉活動計画のマスタープラン

## VI 地域福祉計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 ヶ年とします。ただし、各個別計画の見直し時、あるいは地域福祉の急激なニーズの変化に対応しうるものとし、必要に応じて見直しを加えるものとします。



### 【地域福祉計画の期間】

- ① 平成 20 年度～平成 24 年度(福祉ニーズの変化に柔軟に対応)

## VI 基本方針

当市の地域福祉の取り組みは、平成5年の遠野・ハートフルプラン(遠野市老人保健福祉計画)において基本的な考え方が確立されています。

同計画の骨子は、①在宅福祉サービス、②市民総参加の健康づくり、③地域コミュニティの増進、④地域福祉の総合的推進の視点により整理されており、この視点は、今後の地域福祉の増進を図るうえで、基軸となる考え方となります。

また、平成6年に整備された遠野健康福祉の里は、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な福祉ビスを担う施設として位置づけられており、市民のワンストップ福祉サービスの基幹施設として、重要な役割を担うものとなります。

従って、当市の地域福祉計画は、大幅な政策転換や施設整備によらない、自然な形で地域福祉の増進を展開することに主眼を置き、これまでの地域福祉施策に準拠しつつ、計画に求められる、『住民主体の地域福祉の推進』を切り口とした地域福祉施策の再編と課題の整理・対応を図りつつ、広く市民福祉の向上に資することをその基本方針に据えるものとします。

また、改正社会福祉法〔平成12年法律第111号(平成15年4月施行)〕の理念に照らし、

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

について具体的施策を公開・共有するとともに、地域福祉推進の主体者である住民等の参画を得て地域の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備するものとします。

こうした考え方に立ち、地域福祉の主要目標を下記により設定することとします。

### 【主要目標】

- ① ワンストップの福祉サービス…相談体制の強化と窓口の一元化
- ② 地域福祉コミュニティの充実…地域福祉の住民参画
- ③ 地域福祉の総合的推進…社会福祉協議会と健康福祉の里の有機的結合(福祉増進の両輪)
- ④ 安心安全な福祉によるまちづくり…保健・医療・福祉の有機的連携



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

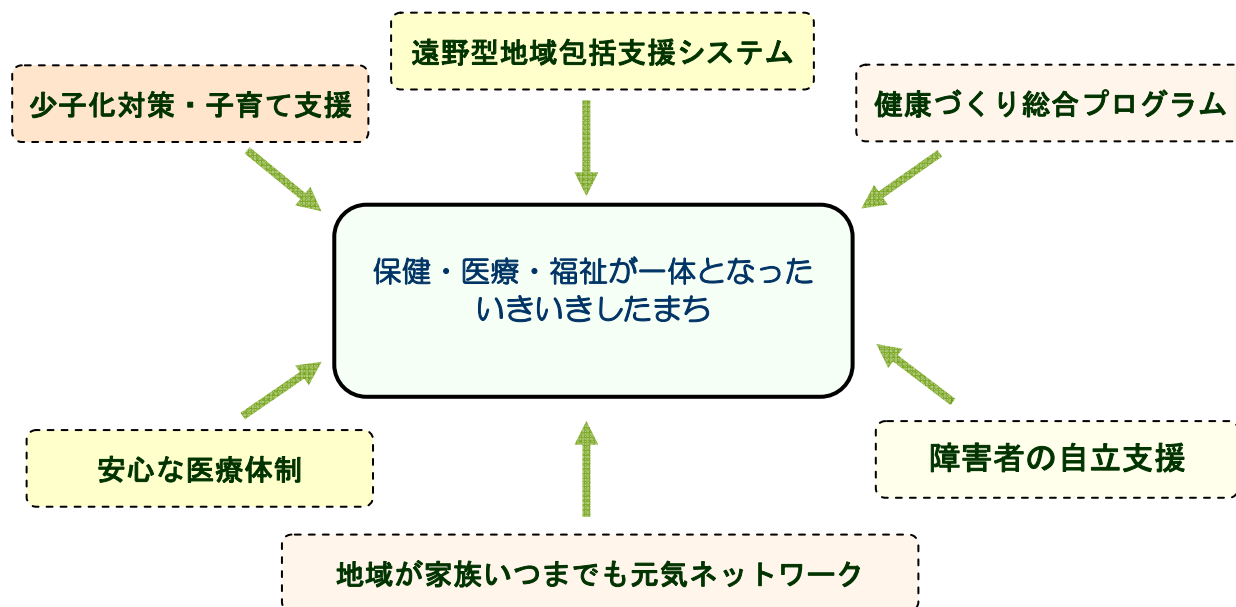
### その1 地域福祉の推進に対する基本的考え方

当市は、平成18年10月に遠野市総合計画前期基本計画を策定し、福祉施策の大綱理念として次のように掲げました。

**大綱2 健やかに人が輝くまちづくり**  
「やさしさ」と「温かさ」が通じ合う保健、医療、福祉のまちを創ります。

また、計画では施策の推進における基本的考え方を、「福祉施策の推進に包括的な保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、すべての市民が、心身とも健やかに、いきいきと暮らし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。」と位置づけています。

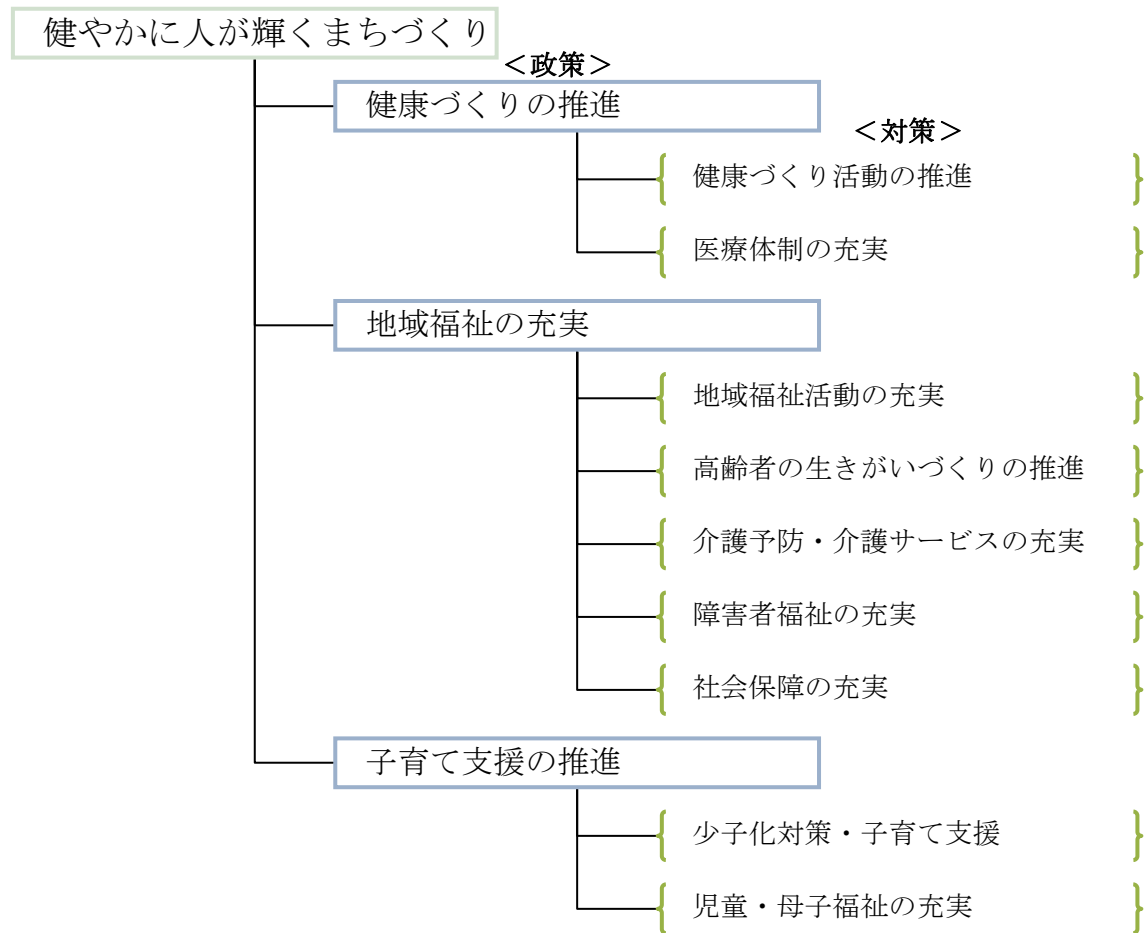
当市の地域福祉計画においても、この考え方を基本方針に据え、地域福祉を推進するものとします。



## その2 施策の体系

総合計画の福祉施策の体系は次のとおりとなります。地域福祉計画はこの体系に沿って推進するものとし、特にこれら施策が各地域で、どのように利用されるのか、また地域の福祉資源がどのように発達・増進していくのか、あるいは地域住民がどのようにこれら施策に参加しうるのかについて、各地域の特徴を捉えながら推進するものとします。

### <大綱2>



【主要事業】

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

事業名	事業主体	事業内容	事業期間 ( )は全体期間
<b>&lt;政策&gt;健康づくりの推進</b>			
妊産婦サポート事業	市	市外の医療機関を利用する妊産婦への交通費助成及び保健指導等による子育て支援	H18～H22 (H14～)
遠野型助産院ネットワーク事業	市	子育て支援の一環として、岩手医科大学等との連携のもとに、定期健診、育児相談など子育て支援機能を兼ね備えた助産院ネットワークの構築	H19～H22 (H19～)
健康づくり対策事業	市	各種健康診査・健康相談などの実施	H18～H22 (H18～)
元気・楽しく推進事業	市	栄養・食生活改善、健康づくり運動普及	H18～H22 (H15～)
健康づくり総合プログラム推進事業	市		
スポーツ健康づくり推進事業	市	健康づくりプログラムの普及事業	H19～H22
子どもの体力づくり推進事業	市	子どもの体力向上につながる事業の実施	H18～H22 (H16～H22)
総合型地域スポーツクラブ推進事業	市	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	H18～H22 (H12～)
ジュニアスポーツレベルアップ事業	市	ジュニアスポーツクラブの育成支援	H18～H22 (H15～)
地域医療確保支援事業	市	医師の確保により、市民が安全安心な医療を受けられる体制整備	H18～H22 (H18～)
<b>&lt;政策&gt;地域福祉の充実</b>			
地域が家族いつまでも元気ネットワーク整備事業	市	生活圏域ごとに地域密着型サービス拠点の整備	H18～H21 (H16～H21)
介護保険サービス利用者支援事業	市	低所得者の介護保険サービス利用の負担軽減	H18～H22 (H12～)
福祉タクシー事業	市	重度障害者等に対するタクシー助成券の交付	H18～H22 (H1～)
障害児養育支援事業	市	「のびっこ教室」や保護者との情報交換会の開催	H18～H22 (H18～)
<b>&lt;政策&gt;子育て支援の充実</b>			
少子化対策・子育て支援事業	市	経済的負担軽減や啓発等の各種支援事業の展開	H19～H22 (H19～)
保育所等改修整備事業	市 保育協会	達曽部保育所をはじめとした老朽化の著しい保育所等の改修整備	H18～H22 (H18～)
上郷児童館整備事業	市	児童館新築 266.86㎡	H18
あおざさ子育て村整備事業	市	児童館新築 306.39㎡	H18 (H17～H18)
宮守地区児童クラブ整備事業	市	児童クラブ3箇所の整備	H18～H19
白岩児童館トイレ改修事業	市	公共下水道の整備	H19

### その3 具体的施策の推進

#### I 健康づくりの推進

##### 1 健康づくり活動の推進

###### 現状と課題

近年、生活習慣病や高齢化に伴う要介護状態の人が増加しています。そこで、各種検診・健康教育・訪問指導等により、生活習慣の改善をはじめ総合的な保健事業を実施し、かつ高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防するなど、様々な健康への不安に、「いつまでも元気でいられる」健康づくり対策が求められています。

また、少子化が進むなかで、核家族化や女性の社会進出など子どもが生まれ育つ環境は著しく変化しています。子どもが健やかに育つための育児等の支援や「食」に関しては、様々な経験を通じて、知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが必要とされています。

さらに、子どもの体力・運動能力の低下や生活習慣病の増加傾向も指摘されていることから、子どもから高齢者までの幅広い年代において、健康づくりやスポーツに取り組む環境づくりが重要となってきています。

###### 【循環器健診結果の推移】

判定結果	平成 18 年度		平成 17 年度		平成 16 年度		平成 15 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
異常なし(A)	287	6.2	377	7.3	374	7.7	331	6.9
要注意(B)	1,442	31.3	1,733	33.6	1,665	34.3	1,628	33.7
要医療(C)	2,846	62.4	3,042	59.1	2,815	58.0	2,864	59.4

###### 施策の方向

##### 1 保健活動の充実

###### (1) 母子保健

- 安全安心な出産につなげる妊産婦への家庭訪問指導、相談支援等の充実を図ります。
- 市内に出産できる医療機関がないことから、妊産婦の経済的負担や不安解消を図るため、妊産婦定期健康診査の通院費助成や妊産婦教室等の支援を継続実施します。
- 子育て支援の一環として、岩手医科大学等との連携をもとに、定期健診、育児相談、思春期や更年期の相談など子育て支援機能を兼ね備えた遠野型の助産院ネットワークの実現をめざします。
- 乳幼児期の健やかな発達や母親の育児不安解消のため、医療機関、子育て支援センター等

の関係機関と連携した乳幼児健診、育児相談の実施等きめ細かな保健相談を行い、子育て支援体制の充実に努めます。

- 妊娠期、乳児期、学童・思春期に合わせた教室等を開催し、食育を推進します。
- 母子保健・学校保健での歯科健診や口腔衛生指導を引き続き推進するとともに、むし歯の罹患率を低下させるため、年代に応じた歯科保健事業を充実します。

## **(2) 成人保健**

- 生涯を通じた健康維持、疾病の予防・早期発見、寝たきりや認知症の予防のために、健康相談・健康教育、各種検診、訪問指導など総合的な保健事業を実施します。
- 循環器疾患、がん、糖尿病等の予防や早期発見による治療効果をあげるため、各種検診の充実を図るとともに、検診受診者が増加するための啓蒙活動の推進や、検診結果の事後個別指導の徹底を図ります。
- 食生活改善推進員・運動普及推進員・体操普及員など健康づくりサポーターの協力を得ながら、地域に広く食生活の改善や運動習慣の普及等健康づくり実践活動を行います。
- 運動不足による生活習慣病を予防するため、市民の体操「元気・楽しく体操」をはじめ運動の習慣化を図ります。
- 在宅と健康福祉の里を繋ぐ在宅健康管理システムの活用を促進し、生活習慣病の予防並びに穏やかな生活の保持増進へとつなげます。
- 喫煙は、多くのガンや循環器疾患等に関連する危険因子であることから、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の害を排除・減少させる環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援や喫煙継続者の節度ある喫煙の対策を推進します。
- 関係機関との連携のもとに、障害の発生予防、早期療育体制、精神保健、難病対策など、障害者に対する保健サービスの充実を図ります。
- 感染症に関する啓発活動や予防対策に努めます。

## **(3) 推進体制の整備**

- 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士など、専門分野の人材の計画的な確保と資質の向上に努めます。

## **2 健康づくり総合プログラムの推進**

- 保健活動や生涯学習活動、スポーツ活動など、「保健」「学習」「スポーツ」が一体となって、市民総参加による「健康づくり総合プログラム」を策定し、市民一人ひとりがそれぞれの年齢や健康状態に応じて積極的に取り組むことができる健康づくりを推進します。
- 体系的に健康づくりに取り組むことができる総合的な健康づくり拠点の構築を図ります。

- 家庭、学校、地域が連携、協力し合い、生活習慣の改善とスポーツ習慣の普及に努めるとともに、子どもの体力向上を推進します。
- 市民の誰もが、自分のライフステージに合わせ、身近にいつでも健康スポーツに親しむことができる環境づくりに努めるとともに、市民が主役となり、自ら健康づくりに取り組む(ヘルスプロモーション) 考え方の普及に努めます。

## 施策の具体

### 1 健康づくり活動の推進

#### (1) 助産院「ねっと・ゆりかご」推進事業

- 平成19年12月1日に開設した「ねっと・ゆりかご」を基軸とし、妊婦サポート体制の充実を図り、安心安全にお産ができる環境づくりを進めます。

#### (2) 妊産婦サポート事業

- 市外の医療機関を利用している妊産婦に対して、定期健診等の通院にかかる交通費を助成します。
- 少子化対策の一環として妊婦一般定期健康診査の支援の拡大や妊婦無料歯科健診の実施、特定不妊治療費の一部を支援します。
- マタニティマークの活用による啓発活動を行なうなど、妊婦の安心安全な環境づくりを推進します。
- 妊産婦教室など健康相談事業を推進し、母体の健康保持増進や育児不安の解消を図ります。

#### (3) すこやか子育て保健事業

- 子どもが子どもらしい生活習慣を確立し、健康で安全に育つことができる環境づくりを医療機関や子育て支援センター、ボランティア、保育園、幼稚園等の関係機関と連携し、積極的に推進します。
- 心身の発達に応じた乳幼児健康診査、健康相談などの保健事業を推進します。

#### (4) 予防接種・感染症予防

- 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法による予防接種を適切に実施します。

### 2 健康づくり活動の推進

#### (1) 健康づくり総合プログラムの推進

- 生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に

陥ることを予防し、自立を促進・援助するため、各種健康診査・訪問指導・健康教育等、保健事業を総合的に実施します。

- 各種検診率の向上に努めます。
- 「健康づくり総合大学」の事業推進や民間活力を利用した健康づくり教室等の場の確保に取り組みます。
- 児童生徒を対象とした「食育」の推進に取り組むなど、健康づくりサポーターと連携し、市民共同による健康な遠野人づくりを積極的に推進します。

#### **(2) 特定健診・特定保健指導等事業**

- 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導に取り組みます。
- 健診の場の拡大や受診しやすい環境づくりに取り組みます。

#### **(3) 健康づくりサポーター養成プログラム推進事業**

- 「栄養・食生活」「運動・身体活動」を中心とした健康づくり事業の展開と健全な食生活を実践することのできる人の育成を図ります。
- 健康づくりサポーターとの協働により、各地域での食生活の改善や運動習慣の実践・普及活動に取り組みます。

#### **(4) 食べものが育てる元気な遠野っ子事業**

- 子どもたちが、食育を通して食に関する知識と選択能力を習得し、健全で豊かな食生活が実践できるよう支援します。

●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H17)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標設定の考え方
36	基本健康診 査受診者数	人 (%)	4,556 (47%)	4,600 (48%)	4,650 (49%)	4,700 (50%)	4,700 (50%)	4,700 (50%)	20年度までに受診率 50%を目指す。(県の市 町村高齢者保健福祉計 画)
37	生活習慣の 改善ができた人(対象者 500人)	人	59 (12%)	70 (14%)	80 (16%)	90 (18%)	100 (20%)	100 (20%)	糖尿病予防教室、訪問指 導等の実施により生活 習慣の改善者を増やす。
38	食生活改善 推進員延べ 指導人員(母子)	人	2,750	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	食生活改善推進員の活 動を強化する。 (県の食育基本計画取 り組み指標に準じる)
39	食生活改善 推進員延べ 指導人数(生活習慣病予 防)	人	12,768	13,300	13,800	14,300	14,800	15,300	
40	3歳児のむ し歯罹患率	%	50.2	50.0	48.0	40.0	35.0	30以下	22年度までに虫歯罹患 率30%以下を目指す。 (県の「健やか親子21 計画」に準じる)
41	スポーツ施 設利用者数	人	214,944	217,000	219,000	221,000	223,000	225,000	総合型地域スポーツク ラブの充実を図り、利用 者の増加を目指す。(ワ ーキンググループ結果)
42	総合型地 域スポーツク ラブ会員数 (累計)	人	1,686	1,900	2,400	2,900	3,400	3,900	健康スポーツの推進に より、クラブ会員数の増 加を図る。



## 2 医療体制の充実

### 現状と課題

全国的にも医師不足と地域による偏りが深刻化しており、本市においても、地域医療の中心的役割を果たす県立遠野病院における医師の充足率が低下しています。特に、平成 14 年 4 月から常勤産婦人科医が、平成 18 年 11 月には整形外科医が不在になるなど、多くの診療科で月 2 回の非常勤医師による診療が行われるなど、医療体制に不安があります。

### 施策の方向

#### (1) 医師の確保と地域医療体制の充実

- かかりつけ医の普及、不足診療科目の増設を促進するため、積極的な医師確保に努めます。
- 国民健康保険診療施設は、医科・歯科外来診療のみならず介護予防、在宅診療、保健予防活動に積極的に取り組み、関係機関と連携して保健・予防を包括した地域医療を推進します。

また、今後の市内公共交通体制の充実（総合交通対策）、県立遠野病院、市医師会等との連携強化や国保診療所のあり方を模索しながら、より良い地域医療体制の充実に努めます。

- 保健と医療が連携しながら、健康相談・指導や健診・人間ドック、疾病予防、治療、リハビリまでを系統的に行う体制づくりに努めます。
- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- 休日当番医制度による休日医療の充実に努めます。

#### (2) 広域救急医療体制の確立

- 患者本位の医療の確立や高次・専門医療体制の充実に向けて、市内各診療所と近隣市町の各医療機関、高機能病院との連携強化を図ります。
- 救急医療センターの活用による救急医療体制の充実に努めます。

### 施策の具体

#### (1) 医師確保対策と市民医療環境整備

- 市民医療環境整備事業により、県立遠野病院の勤務医確保対策を重点とした市民医療の確保に努め、特に整形外科医・小児科医・産婦人科医招へいの早期実現に向けて広くアプローチします。

- 遠野型助産院ネットワーク構想を推進します。

## (2) 診療所

- 国保直営診療所は、県立遠野病院及び民間の一般診療所を補完し、医療を必要とする地域住民のニーズに対応した運営をします。
- 一般診療、予防接種、休日当番医への参加及び在宅寝たきり老人等への往診等在宅医療に取り組みます。
- 医科・歯科ともに保健予防活動にも積極的に取り組み、保健・福祉・医療の一体的充実を図ります。

### ●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H17)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標設定の考え方
43	医師の確保数	人	—	—	3	2	1	1	医師の確保により充実した地域医療体制をつくる。(ワーキンググループ結果)

## II 地域福祉の充実

### 1 地域福祉活動の充実

#### 現状と課題

本市では、遠野健康福祉の里を中核施設として、保健・医療・福祉の連携を図ってきましたが、福祉部門については、高齢者福祉サービス中心の連携にとどまっていました。住み慣れた地域社会で安心して日常生活を送ることができる福祉のまちづくりをさらに推進するには、包括的な地域ケアシステム体制の確立が重要となっています。

また、福祉関係機関、団体、社会福祉活動を行う者が連携し、地域で支えあう活発な市民の福祉活動が期待されています。

特に、高齢者などの災害時における要援護者の安否確認や日常の見守り体制の整備を早急に進めるとともに、福祉サービスの適正な利用に資するための成年後見人制度の活用など、広く人権擁護に対応する必要があります。

また、生活保護の適正実施に資するとともに、個別ケースの実態に即した指導援助や、被保護世帯に対する自立助長対策の推進を図る必要があります。

#### 【総合相談事業実績(相談者経路別件数)】

(単位:件)

年度 担当	18					
	地域包括支援センター			在宅介護支援センター		
相談者	実人員	割合	延件数	実人員	割合	延件数
家族	140	23.4	359	358	17.6	3,605
本人	349	58.3	1,279	1,559	76.6	5,271
関係機関	86	14.4	258	73	3.6	709
民生児童委員	15	2.5	25	33	1.6	138
その他	9	1.5	18	12	0.6	45
合計	599	100.0	1,939	2,035	100.0	9,768

#### 【被保護世帯、被保護人員、保護率の推移】

(単位:世帯、人)

年度	保護世帯	保護人員	保護率	保護率(指)	保護率(全)
14	96	118	4.27	6.11	10.1
15	101	121	4.42	6.72	10.7
16	106	127	4.68	7.26	11.3
17	145	177	5.52	7.89	11.7
18	140	169	5.38	8.11	11.9

## 施策の方向

### (1) 遠野型地域包括支援システムの推進

- 高齢者のみならず、障害者、母子、児童、生活困窮者及びその家族からの相談、依頼、苦情、申請に対応できる福祉サービスの総合的な調整機能を確立し、保健・医療・福祉の更なる連携強化を図る遠野型地域包括支援システムを推進します。
- 複眼的視点で継続性・一貫性をもった地域包括支援センターを福祉行政の核施設である健康福祉の里に設置していることから、介護予防・生活相談・介護支援専門員の実践機能の「人」と「質」の両面での充足化を図り、地域福祉を推進します。

### (2) 地域福祉活動の推進

- 地域福祉の中心的な推進主体として、社会福祉協議会の組織強化を促進するとともに、社会福祉協議会におけるボランティアの育成・調整機能の強化を図ります。また、地域力の源泉となる多様なボランティア団体の育成を支援します。
- ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア団体の連携を促進するとともに、若年層を考慮したボランティア入門講座の充実やボランティア情報誌の発行などを推進します。
- 民生児童委員活動の充実と活性化を図り、自治会と連携した小地域福祉ネットワークの構築により、地域ごとに市民同士が支えあうまちづくりを進めるとともに、災害時の要援護高齢者等の見守り・安否確認体制を構築します。
- 児童相談所、民生児童委員等と連携し、児童虐待防止対策を推進します。
- 障害者や認知症高齢者などが適正に福祉サービスを利用できるよう、権利擁護事業を推進します。
- 広報活動、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、福祉の心を育てます。

### (3) 生活保護の適正実施

- ハローワークなどの関係機関と連携し、生活保護世帯などへの就業相談、指導、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。
- 民生児童委員や地域の協力を得ながら、生活保護世帯の実態把握と相談・指導体制の強化を図ります。
- 援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適正な運用に努めます。

## 施策の具体

### (1) 遠野型地域包括支援システムの推進

- 地域包括支援センターが総合相談窓口機能を発揮し、高齢者のみならず、障害者や母子などが抱える多様な問題についても相談に応じ、多職種の協力・連携による多面的(制度横断的)なサービスの調整を行います。
- 民生児童委員、市内6箇所の在宅介護支援センターとの協働により高齢者の実態把握と要援護者の早期発見ができるよう連携強化に努めます。
- 介護支援専門員をはじめ、相談業務に携わる専門職への情報提供や情報交換を通じて、相談業務の質の向上を図ります。

### (2) 地域福祉活動の推進

- 地域福祉の住民参画と地域コミュニティネットワークを増進します。
- 社会福祉協議会をはじめとする関係団体とのネットワークを構築し、地域福祉を一体的に醸成できる環境整備を図ります。
- 保健・医療・福祉の一体的・総合的な推進による安心・安全な福祉によるまちづくりを目指すものとします。
- 総合相談窓口機能の充実を図ります。

### (3) 生活保護の適正実施

- 権利・義務の周知等の徹底を図り、保護の適正実施に努めます。
- 個別ケースにかかる需要の把握に努めるとともに、実態に即した指導援助を行い、要援護世帯に対する処遇の充実を図ります。
- 自立阻害要因の的確な把握と関係機関との連携に努め、被保護世帯自立助長を促進します。
- レセプト点検、医療扶助受給者の病状、療養態度、介護扶助の需要把握等の調査及び必要な指導を強化し、医療扶助及び介護扶助の適正な実施に努めます。

## ●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状(H17)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標設定の考え方
44	ボランティア登録団体数(累計)	団体	44	46	50	54	58	62	地域福祉活動を充実させるため登録ボランティア団体の増加を目指す。
45	ボランティア登録者数(累計)	人	1,248	1,260	1,300	1,340	1,380	1,420	地域福祉活動を充実させるためボランティア登録者の増加を目指す。

## 2 高齢者の生きがいつくりの推進

### 現状と課題

平成17年2月の中高齢者の自立意識に関する調査では、日常生活を「元気に活動」している高齢者が85%を占めているが、社会参加活動への参加は約半数に満たない状況にあります。また、老人クラブへの加入者は微減の傾向にあります。

今後は、団塊世代が退職期を迎えることもあり、老人クラブへの新規加入を促進するとともに、これまで培ってきた能力・技能を後世に引き継ぐ場と生活の質の向上の場を併せて提供することが求められています。

### 【老人クラブの加入及び事業状況の推移】

年度	単位老人クラブ数	会員数 (人)	生きがいつくり事業		地域づくり事業		高齢者 人口 (人)	加入率 (%)
			回数	人数(人)	回数	人数(人)		
15	56	2,993	518	8,223	537	9,371	9,953	30.1
16	56	3,021	557	8,405	510	8,259	10,041	30.1
17	56	2,981	543	7,283	492	7,722	10,096	29.5
18	69	3,499	715	8,978	560	7,956	12,117	28.9

※1 平成15年度から17年度は市町村合併前の旧遠野市の数値、平成18年度は市町村合併後の数値

※2 18年度の岩手県加入率は25.9%となっている。

### 施策の方向

#### (1) 社会参加への支援

- 老人クラブへの加入の推進を図り、心身の健康増進のためのスポーツ、文化などの活動を展開します。また、組織や活動を取りまとめる指導者の育成・支援を行います。
- 高齢者間、世代間の交流活動やボランティア活動を推進し、高齢者の社会参加を促進します。

#### (2) 生涯学習機会と働く場の確保

- 学習活動や文化活動、伝統技術・芸能の次世代への伝承活動など、高齢者が主役となる生涯学習機会と活躍の場づくりを進めます。
- 地域社会に貢献するシルバー人材センターの充実、高齢者の起業化の支援などにより、高齢者の働く場や機会の拡充を図ります。

## 施策の具体

### (1) 社会参加への支援

- 高齢者の地域活動や、ボランティア活動が、地域でのマンパワーとなり地域の活性化につながることから、社会福祉協議会、シルバー人材センター、市老人クラブ連合会等と連携しながら、様々な社会参加活動、生きがい活動への参加促進やボランティアの育成活動を推進します。

### (2) 生涯学習機会と働く場の確保

- 生涯学習は市民センターや地区センターを拠点として、「いつでも、どこでも、だれでも」自ら学習できる環境づくりを地域づくり連絡協議会、自治会とも連携を図りながら、学習機会を設定します。
- 環境美化やスノーバスターズなどのボランティア活動や就業活動など高齢者の幅広い地域福祉活動を促進するため、遠野市シルバー人材センターへの支援を継続します。

### ●まちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状(H17)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標設定の考え方
46 老人クラブ加入者数(累計)	人	3,631	3,500	3,540	3,580	3,620	3,660	19年度以降、毎年度1.0%の加入者数の増加を目指す。
47 シルバー人材センター会員登録者数(累計)	人	381	385	390	390	400	400	シルバー人材センターの会員登録者の増加を図る。(シルバー人材センター中期経営計画)

### 3 介護予防・介護サービスの充実

#### 現状と課題

現在、介護に関わる相談・申請等の窓口（地域包括支援センター及び在宅介護支援センター）は、市内に7ヵ所あります。平成18年4月の介護保険制度の改正により、地域密着型サービスが新たに創設され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるサービスが求められています。

また、制度改正により平成20年度から介護保険者に要介護者を除く第1号被保険者に対する生活機能評価の実施が義務付けられ、積極的に介護予防に取り組むことが求められています。

本市では、地域ぐるみで高齢者の在宅介護を支える仕組み「地域が家族いつまでも元気ネットワーク構想」のもと、地域の特徴や地理的な条件を勘案した生活圏域を設定し、地域密着型サービスにより、高齢者の自立した生活の支援を推進していく必要があります。

また、各種介護予防、生活支援事業の取り組みを行っていますが、生活環境の変化や個人の価値観等の相違により、支援内容の多様化が求められてきています。

#### 【介護保険第1号被保険者数】

(単位：人、%)

区 分	65歳以上 75歳未満	75歳以上	(再掲) 外国人	(再掲) 住所地特例	計	高齢化率
17年度	5,132	5,069	(3)	(16)	10,193	31.7
18年度	5,005	5,254	(2)	(21)	10,259	32.3

H19.3月末人口 31,734人  
(平成17年度合併前は、旧市村の合算数値)

#### 【要介護度別認定者数】

(単位：人)

区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
17年度		154 (10.1%)		528 (34.6%)	220 (14.4%)	187 (12.3%)	215 (14.1%)	222 (14.5%)	1,526 (100%)
18 年 度	第1号被保険者	106	173	325	235	222	211	259	1,531
	65～75歳未満	16	28	48	40	37	22	35	226
	75歳～以上	90	145	277	195	185	189	224	1,305
	第2号被保険者	0	6	5	6	7	5	6	35
計		106 (6.8%)	179 (11.4%)	330 (21.1%)	241 (15.4%)	229 (14.6%)	216 (13.8%)	265 (16.9%)	1,566 (100%)

(平成17年度合併前は、旧市村の合算数値)



## 施策の方向

### (1) 介護の充実と地域・家庭との連携

- 高齢者の自立した生活を支援するため、在宅介護支援センターの配置を見直すなど、地域の身近なところで気軽に相談・申請・情報提供ができる体制を充実するとともに、地域密着型サービス事業所を整備し、地域や家庭が連携した介護支援体制の構築を推進します。
- ホームヘルプサービスやデイサービスなどが適正に受けられるよう在宅サービスの充実に努めるとともに、介護保険施設や生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）においては、高齢者の介護や在宅で生活することに不安のある者に対しての施設サービスの充実に図ります。
- 地域支援事業や高齢者保健福祉事業等により、高齢者の介護予防や日常生活支援の多様な取り組みを推進します。
- 認知症への対応としては、地域ぐるみで見守り支援体制を目指し、認知症サポーターの育成と認知症高齢者徘徊SOSネットワークを再構築します。
- 家族への介護支援として、家族介護用品の支給や介護教室の開催などを支援します。

### (2) 介護保険事業の推進

- 適正な法定給付サービスを実施するとともに、需要と住民負担の動向をみながら、地域密着型サービスの適切な供給体制の確立を図ります。
- 訪問調査員の知識向上に努め、公平・公正な訪問調査を推進します。
- 介護認定審査会による要介護認定の公平性・迅速性と、多面的な検討を確保します。
- 要介護者個々の状態に見合ったサービスを提供するケアプランの質的向上を図るため、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援、指導、連携体制の確立を推進します。
- 介護保険事業者指導を行い、質の高いサービス体制の確保に努めます。
- 低所得者の介護保険サービス利用の負担を軽減する介護保険サービス利用者支援事業を継続して実施します。
- 生活環境の変化や個人の価値観の多様化から、独立した生活を望む高齢者のため、介護サービスが継続して利用可能となる優良な高齢者共同賃貸住宅等の整備を支援します。
- 特定健診にあわせて生活機能評価を実施し、介護予防事業に積極的に取り組みます。

## 施策の具体

### (1) 介護保険対象サービス・事業の整備・推進

- 介護保険事業の管理体制を強化し、介護給付の適正化に努めます。
- 低所得者の介護保険サービス利用を促進するため、利用者負担を軽減する介護保険サービス利用者支援事業を継続して実施します。
- 介護保険事業者の実地指導を行い、質の高いサービス体制の確保に努めます。
- 地域が家族いつまでも元気ネットワーク事業については、介護保険制度の基準に捉われない仕組みづくりを検討し、地域の実態に即したサービス事業体制を検討します。
- サービス施設整備の充足を図るため、これまでの日常生活圏を見直しながら、小規模多機能施設や認知症グループホームなどの整備について、介護サービス事業者との協働により検討を進めます。

### (2) 地域支援事業・高齢者保健福祉事業の推進

- 市内の介護保険関係機関等との地域ケア連絡会議を定期的で開催し、高齢者を取巻く問題に連携して取り組むとともに、情報の共有と資質の向上を図ります。
- 地域包括支援センターの総合相談機能を強化し、保健、福祉、介護、医療が一体となった相談支援を行います。
- 「食の自立支援」を推進するため、効率的な配食サービスの実施に努めるとともに生活管理指導員派遣事業を拡充して、調理指導、栄養改善指導の強化と個食の解消に努めます。
- 在宅での自立生活支援のため、住宅改修に対する相談・助言を行います。
- 県立遠野病院との連携による訪問診療を継続し、医療機関の受診が困難な要援護高齢者等の検査、処置、指導を行うとともに、市歯科医師会との連携による訪問歯科診療により、在宅ケアを推進します。
- 緊急通報体制（緊急通報端末装置の貸与）整備事業の見直しを進めるとともに、災害時の要援護高齢者等の安否確認・避難支援については、モデル事業を実施し、検証を踏まえながら進めます。
- 成年後見制度利用支援事業による高齢者の権利擁護を推進します。
- 現在2事業所に委託している生きがい活動支援通所事業の充実を図ります。

### (3) 介護予防・保健活動の推進

- 生活機能評価で判定された特定高齢者に対して、個別プランを作成して介護予防事業を実施します。
- 栄養士による低栄養改善教室を開催するとともに、在宅での栄養相談・指導を実施します。
- 認知症予防教室を開催するとともに、認知症サポーターの養成に努めます。

- ふれあい・いきいきサロン事業、老人クラブ事業等を活用して、介護予防の啓発、健康相談を実施するとともに、閉じこもり、うつ予防を図ります。
- 高齢者筋力アップ推進事業、口腔機能向上事業の実施によって、介護予防を推進します。
- 回想法支援事業の実施により、高齢者の自立支援を推進します。

#### (4) 長寿社会を創造する介護環境とまちづくりの推進

- 在宅療育や介護環境の整備を図るため、介護保険居宅介護（予防）住宅改修給付事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインに依拠した高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。
- 社会福祉協議会や地域の団体等が行っている「ふれあい・いきいきサロン事業」や「配食サービス」及び「見守り・友愛訪問」等を通して、市民協働による福祉活動の意識の高揚を図ります。

#### ●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H17)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標設定の考え方
48	一人暮らし老人世帯等の見守り回数	回 (見守り 要望世 帯数)	— (104)	4,400 (110)	5,200 (116)	5,800 (120)	6,200 (123)	6,600 (127)	22年度までに週1回 の見守りを目指す。 (ワーキンググルー プ結果)
49	健康相談事業参加者数	人	1,032	1,700	1,900	2,200	2,300	2,300	介護予防・日常生活 支援事業の充実を図 る。  ※18年度の制度改正 に伴い事業対象者の 変更があり、17年度 と18年度以降は単純 に比較できない。
50	元気楽しく高齢者体力アップ利用者数	人	104	70	90	110	110	110	
51	訪問指導延べ人員	人	1,005	720	900	1,100	1,100	1,100	
52	健康教育参加者数	人	584	940	1,000	1,200	1,200	1,200	
53	生きがい活動支援通所事業利用回数	回	6,948	4,900	5,600	6,500	6,500	6,500	
54	認知症介護教室開催	回	—	8	8	8	8	8	認知症介護の充実を 図るためサポーター を育成する。
55	認知症サポーター（累計）	人	125	270	420	570	720	870	
56	家族介護教室参加者数	人	195	220	240	260	260	260	
57	家族介護者交流事業参加者数	人	207	510	590	680	680	680	家族介護支援事業の 充実を図る。

## 4 障害者福祉の充実

### 現状と課題

障害者福祉制度は、この数年で大きく変化し、平成 15 年度には障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、さらに、平成 18 年度から障害者自立支援法が施行され、これまでの身体・知的・精神の障害の種類ごとに行ってきた福祉サービスを一元的に提供する仕組みとなりました。

当市における障害者の動態は、いずれの障害者も微増傾向となっていますが、障害者自立支援法に照らし、これまでの支援体制のあり方や必要な社会資本の必要量について再度検証する必要があります。

また、こうした取組みと合わせ、障害者が家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送るため、地域生活での支援事業や居宅サービスの充実など具体的な仕組みづくりも今日的な課題であり、障害者の自立と社会参加への支援体制をより効果的に展開する必要があります。

更には、サービス利用者の方々の自立を支え、地域で安心して暮らせる体制づくりが重要となっており、地域で障害者を支える共生社会の仕組みづくりや社会福祉法人を中心とした関係者のネットワークを構築するなど、地域で障害者を支える体制づくりも求められるものとなります。

### 【身体障害者手帳所持者推移】

(各年度末現在 単位：人)

年度	年 齢	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢 体	内 部	合 計
16	18 歳未満	0	1	0	9	2	12
	18 歳以上	186	202	12	908	285	1,593
	計	186	203	12	917	287	1,605
17	18 歳未満	0	1	0	9	2	12
	18 歳以上	174	198	11	936	295	1,614
	計	174	199	11	945	297	1,626
18	18 歳未満	0	1	0	7	3	11
	18 歳以上	170	191	12	937	306	1,616
	計	170	192	12	944	309	1,627

### 【療育手帳交付件数】

(各年度末現在 単位：件)

区 分			18 歳未満		18 歳以上	
			A	B	A	B
16 年度	計	274	18	24	85	147
17 年度	計	288	21	29	88	150
18 年度	計	299	24	27	95	153

### 【精神障害者手帳交付件数】

(各年度末現在 単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 16 年度	28	32	17	77
平成 17 年度	35	39	18	92
平成 18 年度	34	37	19	90

## 施策の方向

### (1) 障害者の自立と社会参加への支援

- 障害者自立支援法の成立を受け、「障害福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供と相談支援の体制確保に努めます。
- サービス提供事業者、ボランティア育成機関、障害者団体、就労関係機関、福祉の里等の関係機関・団体の役割分担を明確にして、三障害一元化のネットワーク構築を図ります。
- ホームヘルプサービス及びショートステイサービスなどの「介護給付」と生活訓練、就労訓練などの「訓練等給付」の充実に努めます。また、地域生活支援事業により障害者の日常生活支援の多様な取り組みを推進します。
- 地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に図るとともに、日中活動サービスの推進により、施設入所、入院からの地域生活の移行を進めます。
- 関係機関と連携して、職業訓練機会の充実に図るとともに、市内・広域の企業等の理解を得ながら一般雇用の場の確保に努めます。
- 重度障害者の社会参加の促進及び通院等の便宜を図るため、福祉タクシー事業を実施します。
- 障害児の養育支援を図るため、「のびっこ教室」の開催や、保護者を中心とした団体の相談、情報交換、交流の場の開催を促進します。

### (2) 地域で障害者を支える体制づくり

- 障害についての理解を得てもらうため、学校・地域での福祉教育の推進やボランティア活動の充実などを図るとともに、差別や偏見のない共生社会の実現に努めます。

## 施策の具体

### (1) 相談支援提供体制の充実

- 高齢者・障害者を合わせた福祉のワンストップサービスの充実に図ります。
- 障害者の高齢化の実態に合わせ、介護保険との相談及びサービスの連携強化を推進します。
- 高齢者及び障害者の成年後見人制度の利用促進など、相談者の人権擁護体制の確立を図ります。
- 障害児の総合相談・集いの機会を充実します。

### (2) 三障害の一元化したサービスの展開

- 就業継続施設B型「多賀の里」、地域生活支援センターⅢ型「わさびっと」と連携し、就業支援体制の増進を図ります。
- 地域生活移行の着実な仕組みづくりを行います。
- 精神保健福祉施策の充実し、3障害の一体的福祉施策を増進します。

### (3) 施設入所者等の地域移行の促進

- 地域生活において住まいの場となるグループホーム・ケアホームを充実し、地域移行を推進します。
- 在宅障害者の日中活動を充実させるため、移動支援事業や、事業者の送迎等に係る支援策等の充実に資するものとします。

### (4) 個別サービスの充実

- 障害児の日帰りショートステイの代替として、日中一時支援事業を充実させ、保護者の軽減負担や社会参加促進を図ります。
- 障害者の余暇活動等の外出を支援し自立や社会参加を促すため、移動支援事業の充実を図ります。

### (5) 利用者負担の軽減について

- 国の軽減策の動向を見極めた上で、通所サービスを中心とした在宅系サービスについて、市独自の軽減策を検討します。

#### ●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状(H17)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標設定の考え方
58	障害者グループホーム数(累計)	箇所	3	3	4	5	5	5	地域生活への移行を促進するためグループホームの増を目指す。
59	障害者の一般就労者数(累計)	人(%)	7 (0.3)	14 (0.7)	20 (1.0)	26 (1.3)	32 (1.6)	40 (2.0)	22年度までに三障害手帳保持者総数(1992人)の2.0%の雇用を目指す。

### Ⅲ 子育て支援の推進

#### 1 少子化対策・子育て支援

##### 現状と課題

社会環境の変化により、未婚者や子どもを持たない夫婦の増加とともに、子育てに不安を抱く母親も増えています。

このような背景のもと、厚生労働省による 2005 年の合計特殊出生率は 1.25 と過去最低を更新しています。岩手県でも 1.36、本市でも 1.53 と過去最低値となり、少子化は、本市においても深刻な課題となっています。

子育てへの精神的、経済的不安、さらには、妊娠、出産による育児と仕事の両立への不安などが出生率低下の要因となっていることから、子育て支援の充実が必要とされています。

##### 【年齢階級別妊婦数】

(単位：人)

年度	妊婦数	～19 歳	20～24	25～29	30～34	35 歳～
17	205	2(1.0)	40(19.6)	79(38.6)	54(26.4)	30(14.7)
18	205	8(3.9)	48(23.5)	54(26.4)	63(30.8)	32(15.6)

##### 【出生数】

(単位：人)

年度	計	男	女
15	190	110	80
16	197	115	82
17	197	92	105
18	240	124	116

##### 施策の方向

###### (1) 少子化対策・子育て支援総合プランの推進

- 次代を担う子どもや子どもを育てる家庭を支援する「次世代育成支援行動計画」に基づき、少子化対策・子育て支援総合プランを策定し、計画的な施策の推進を図ります。
- 若い世代が定住し、子どもを安心して産み育てることが出来る環境をつくるため、生まれたときから結婚や出産、子育てを経て高齢者まで、生涯サイクルの各場面の中で少子化対策・子育て支援を推進します。
- 経済的な支援や子育てと仕事・社会活動との両立を可能にするために、環境や制度の整備、普及啓発の取り組みを地域住民や関係機関、団体などと連携しながら進めます。

## (2) 児童・母子福祉の充実

- 子育て家庭を支援するため、育児不安等についての相談指導や子育てサークルの育成・支援や、子育て講座を充実させながら保護者による自主的な育児サークル活動などを促進するため、地域子育て支援センターの充実を図ります。
- 地域子育て支援センターを中心に各地区の保育園、児童館、児童クラブ、地区センター、小中学校、民生児童委員、主任児童委員等によるネットワークを構築し、子育てを行っている全ての家庭に対して、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 医療体制の連携・整備に取り組みながら、妊産婦や産みたいのに産めない人への支援などを行います。
  
- 保育料の軽減や奨学金等の貸付制度の充実など、子育てに係る経済的負担軽減の充実を図ります。
- 広報紙等により子育て・保育情報を積極的に提供するとともに、ボランティアなど子育て支援の人材の発掘・育成や、勤労者の育児休業の取得促進など家庭生活と職業生活の両立できる環境の支援に努めます。

## 施策の具体

### (1) 少子化対策・子育て支援総合プラン

- 多様化する住民ニーズに対応するため、保育サービスの拡充や子育て支援メニューの充実を図り子育てに関わる社会環境を整備します。
- 保育料全体を見直し、第1子からの保育料の軽減を図るとともに、病中・病後児保育サービス事業など多様な保育サービスの充実を図ります。
- 市民の安心・安全な出産に資するため、助産院「ねっと・ゆりかご」推進事業の着実な運営を行います。
- 特定不妊治療費助成や小学生医療費助成制度など、市民のニーズに即した子育て支援制度を実施します。
- 地元農産物を活用した学校給食による食育の充実や、学校図書館の充実など、児童・生徒のライフサイクルに合わせた子育て支援策を検討します。
- マタニティマークの普及など、妊産婦へのやさしい環境づくりに資する啓発活動を展開します。



## (2) 児童・母子福祉の充実

- 健康福祉の里の総合相談体制と連携し、児童養育・健全育成、婦人相談に係るより一体的な相談・支援体制の確立を図ります。
- 児童館を各町に整備するとともに、活動の充実を図ります。また、合わせて放課後児童クラブを展開し、小学校低学年児童の健全育成を進めます。
- 児童扶養手当給付事務を遂行し、父親のいない児童の家庭又は実質的に父親が不在の状態にある児童の家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。
- 20歳未満で知的・精神又は身体に中程度以上の障害がある児童を、家庭で養育等をしている父母に対して特別児童扶養手当を支給します。
- 子育て支援の経済的支援として、児童福祉法に定める届出を行っている児童福祉施設に在所している児童の保護者や施設に対し、利用料の一部又は運営費の一部を助成します。

### ●まちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状(H17)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標設定の考え方
60	合計特殊出生率	—	1.53	1.56	1.58	1.60	1.64	1.66	女子人口が減少する中、17年度の出生数 209 人を維持しながら、合計特殊出生率を上げる。
合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 同年齢の女子人口) の 15 歳から 49 歳までの合計									
61	子育て支援ネットワークの整備(累計)	地区	—	1	3	5	8	11	市内全地区 11 箇所(宮守は 3 地区)に子育てネットワークを整備する。(ワーキンググループ結果)
62	児童館・児童クラブ数(累計)	箇所	8	11	11	11	11	11	18 年度に宮守地区に児童クラブ 3 カ所を整備する。
63	児童館・児童クラブ年間利用延べ人数	人	111,000	116,000	116,000	126,000	126,000	126,000	児童健全育成のための児童館・児童クラブ運営の充実を図る。

## 第3章 地域福祉の推進方向

### I 地域福祉課題の集約状況

当市には、総合計画をはじめとする各個別計画の策定時における住民懇談会や、平成14年度から取り組みを進め、市民と行政の協働体系の一つとして定着した『市長と語ろう会』など多様な機会を捉えながら地域課題を積み上げてきた経過があります。

こうした取り組みは、市民と行政の政策共有、あるいは政策の企画・立案段階からの市民の参画を得るものであり、市民協働の地域福祉の増進を図るうえで、貴重な政策立案資源となるものと捉えることができます。

本計画策定においても、こうした政策資源を有効に活用し、計画の視点に盛り込むこととします。

#### 1 市長と語ろう会で特定された地域課題

- 高齢者が独り家の中でばかり過ごしている現状がある。公民館や集会所などを活用して支援する方法はなか。
- 障害者の就労支援センターなど、国・県・市や企業・市民が一体となって障害者を援助する枠組みをつくるべきではないか。
- 市の人口問題について、遊休農地や空き家があるので市外の人に移住してくる条件はあると思うが、子育て環境が良くない。特に産婦人科医がいないということが大きな問題と思う。遠野市では子どもが生まれれば保護されるという施策があれば、もっと人は集まると思う。
- 産婦人科が地元にあると、安心して出産できると感じる。産婦人科がすごく大事である。
- 3人目の子どもの出産のとき、近くに産婦人科が無く不便を感じた。遠野型助産院の設置を早期に実現してほしいと思う。
- 第2子の子の出産の際に、釜石病院とのモバイル検診を3回ほど受診した。妊婦さんや、その家族の負担軽減にとっても役立つと思うので、ぜひ拡充してほしい。
- 不妊治療費の助成をしてほしい。また、雇用主の理解を深めるための周知活動もしてほしい。
- 保健推進委員をしているが、保健師の役割のようなものを頼まれることが多くなってきた。以前のように、各地区センターに保健師が配属されて、健康などについて相談にのれる体制をとってもらいたい。
- 当町は健康増進問題に取り組んでいるが、健康増進と介護と福祉について市はどのように進めていくのか。
- どの施設で、どんなサービスが受けられるか分からない場合がある。民間施設のサービスを含め、総合相談体制の整備をお願いしたい。
- 3人目の子どもの出産のとき、近くに産婦人科が無く不便を感じた。遠野型助産院の設置を早期に実現してほしいと思う。

## 2 遠野市総合計画前期基本計画ワーキングで共有された地域福祉課題

平成17年10月に策定した遠野市総合計画基本計画の検討段階において、市民と行政の協働によりワーキング組織を設置し、主要な施策について協議を行いました。地域福祉を推進するにあたり、地域福祉課題に関連するワーキンググループの検討結果を下記により再掲するものとします。

このワーキングは、総合計画前期基本計画を推進するにあたり、行政の役割を明確にする一方において、市民の参画のあり方について模索したものであり、地域福祉計画の推進に際してこの視点に沿いながら、各施策レベルにおいて地域住民の参画を得るものとします。

### (1) 高齢者見守り

○テーマ 一人暮らし老人世帯等の見守り体制の構築について

○目 標 一人暮らし老人世帯等が安心して暮らせる、地域での見守りネットワークを構築します。

○方 策

#### ◎市民の参画

- ・ 玄関先での声かけを主とする見守り活動への参画
- ・ 緊急時における関係機関への通報
- ・ 懇談などを通じた孤独感解消への取り組み

#### ◎行政の役割

- ・ 見守り実行者と民生児童委員との定期的な関係者会議の開催
- ・ 地域内での共助・協働による、より良い見守りネットワークの構築
- ・ 見守りを受ける者への支援・助言
- ・ 関係機関・団体との連携による行政手当策の検討

※ 見守りの対象者は、65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯であって、疾病などの理由により閉じこもり状態の方、介護保険法により介護認定・要支援認定を受けていてもサービスを受けていない方、認知症のため見守りが必要な方などで、かつ、本人が見守りを受けることの承諾があった方を対象とする。

## (2) 子育て支援

○テーマ 子育て支援における地域の役割について

○目 標 地域の在宅保育者情報や子育てに悩みを抱えている母親の把握、育児に関する情報周知などのためにネットワークを構築します。

○方 策

### ◎市民の参画

- ・市民の参画・地域子育て支援センターを中心とした各保育所、児童館、児童クラブ、自治会、小学校、中学校、民生児童委員、主任児童委員などの協力によるネットワークづくり

### ◎行政の役割

- ・宮守町に地域子育て支援センターを設置
- ・地域子育て支援センターとの連携によるネットワークを構築（市内11箇所。うち宮守町は3箇所。）

## (3) 医師確保

○テーマ 医師確保と地域医療体制の充実について

○目 標 医師の確保と関係機関との連携による地域医療体制の充実を図ります。

○方 策

### ◎行政の役割

- ・市内開業希望医師への支援と補助の検討
- ・岩手医大や大学病院、県医療局や県立病院、既開業医との連携（ネットワーク）の構築

### 3 地域福祉懇談会による意見集約結果

市民と行政が地域福祉課題を共有することを目的に、今年度(平成19年度)、市内11ヵ所で開催した地域福祉懇談会での主な意見・提言内容となります。

地域福祉懇談会において、約430名の市民の参画のなか、30件もの地域課題が特定されるものとなりました。

市では、社会福祉協議会等と連携しながら、個々の地域課題の改善に向けた取り組みを地域住民の参画を得ながら進めるものとします。

#### (1) 地域福祉懇談会により特定された地域課題

##### ア 地域福祉に関すること

- ① 高齢者、障害者を含めた多様な地域コミュニティの増進
- ② 民生委員のサポート体制の充実
- ③ 様々な相談ができるワンストップ相談体制の整備
- ④ 地域ボランティアによる移送サービス等の地域活動の増進
- ⑤ 在宅障害者の地域での活動機会の確保(ひきこもり防止、生きがい対策、地域移行支援)
- ⑥ 障害者の就業機会の確保
- ⑦ 一人暮らし障害者に対する支援体制の整備
- ⑧ 子育て支援の充実

##### イ 高齢者福祉に関する事項

- ① 地域の福祉ネットワークの整備
- ② 地域コミュニティの増進
- ③ 一人暮らし、二人暮らし高齢者世帯の見守り体制の整備
- ④ 災害弱者に対する緊急時の連絡・避難システムの構築
- ⑤ 地域福祉を担う人材の育成
- ⑥ 交通弱者に対する総合交通対策
- ⑦ 短期入所施設の整備・拡充
- ⑧ 高齢者の生きがい対策の増進(コミュニティサロン等の活動拠点の整備)
- ⑨ 高齢者世帯が日常生活で不便している除雪やゴミの収集対策
- ⑩ 高齢者と異世代の交流機会の増進
- ⑪ 在宅介護者の支援体制の充実
- ⑫ 地域ボランティアの育成
- ⑬ 移送サービスの充実

##### ウ 保健福祉に関すること

- ① 産婦人科医・小児科医をはじめとする医師確保対策
- ② 少子化対策の充実
- ③ 通院等に資する交通対策の充実
- ④ 地域保健活動の推進(地域サークル活動等含)
- ⑤ 健康診断等の機会均等(高齢者や障害者等の移動が困難な方に対する支援策)
- ⑥ 健康増進施策の効果的展開(元氣楽しく体操の普及)

## II 地域福祉計画の取り組み内容

### 1 地域福祉計画の進め方

地域住民の抱える課題は、総合計画前期基本計画ワーキング、市長と語ろう会、地域福祉懇談会における様々な意見・提言により集約されています。

また、地域福祉懇談会でも同様の地域福祉課題が確認できる結果となり、これら地域福祉課題は既に地域住民と共有されていると受け止めることができます。

本計画においてこれら課題を体系化し、将来にわたるサービスの質・量及び地域課題解決に係るプロセスを地域住民や関係機関と共有し、具体的に行動すべき段階にあるものと判断できます。

こうした考え方から、市では、地域福祉推進5ヵ年プログラムを設定し、市民協働による福祉を切り口としたまちづくりを進めるものとします。

また、遠野市総合計画遠野スタイル創造プロジェクトに搭載される『健康づくりプロジェクト』、『少子化対策・子育てプロジェクト』と連動するとともに、各福祉施策の進行管理も合わせて行うものとします。



## 2 地域課題の体系(地域課題の特定)

市長と語ろう会、総合計画市民ワーキング、地域福祉懇談会等で地域住民と共有された地域福祉課題を整理すると概ね次の通りとなります。

これら課題については、当市の福祉施策の体系に、地域福祉計画実行指針としてそれぞれ位置づけるものとし、総合的に推進するものとします。

### 【指針1 地域福祉コミュニティの増進】

地域福祉コミュニティを増進するため、福祉に着目した地域福祉ネットワークの形成を推進します。また、高齢者・障害者・ボランティア団体等や地域福祉を担う人材の育成を推進し、更なる地域の多様なコミュニティの情勢に資するものとします。

こうした多様な地域福祉コミュニティは、民生児童委員の支援体制の構築や、市民と行政の協働体系の構築に必要不可欠となります。

また、地域福祉計画の圏域を地区センター圏域とすることにより、これまで培われてきた行政と地域づくり連絡協議会とのパートナーシップや地域行事・活動などにより多様な世代間交流の推進に資するものとします。

- ① 地域福祉ネットワーク(連絡網含)の形成
- ② 高齢者・障害者・ボランティア等の地域福祉活動拠点の整備
- ③ 地域福祉を担う人材及び地域ボランティア団体の育成
- ④ 民生児童委員のサポート体制の充実
- ⑤ 高齢者と異世代との交流促進

### 【指針2 高齢者・障害者等の見守り体制の整備】

高齢者・障害者等のいわゆる「要援護者」の災害時等の緊急連絡体制の整備や、日常の見守り体制の整備については、地域福祉懇談会や市長と語ろう会等で意見・提言が数多く寄せられており、早急に対策が望まれる地域福祉課題となります。

これら連絡網の整備は、地域コミュニティを維持する必要な地域福祉資源であることから、利用目的に適合した個人情報の適正な取得と運用について、地域の理解を得ながら着実に進めるものとします。

- ① 一人暮らし、二人暮らし高齢者世帯の見守り体制の整備
- ② 緊急連絡網の整備
- ③ 災害時等の要援護者の安否確認、避難システムの構築

### 【指針3 在宅福祉の推進】

在宅福祉は、高齢者や障害者が地域で自己の尊厳を持ち主体的に暮らすための根幹となる施策と位置づけられるものとなります。

高齢者・障害者世帯の日常生活に係る住宅環境の整備や福祉用具の提供、冬季間の除雪対策など、在宅福祉の支援体制を市民協働により進めるものとします。

特にも、在宅サービス利用者、在宅介護者の安心・安全な日常生活を支援するため、短期入所施設の整備は喫緊の課題であり、当市の「地域が家族いつでも元気ネットワーク構想」の理念に即した必要な社会資本を、市民、福祉関係事業者、行政の協働により整備するものとします。また、在宅介護世帯、障害者世帯のUD(ユニバーサルデザイン)化を支援し、在宅福祉の向上に資するものとします。

- ① 短期入所施設の整備・拡充
- ② 在宅介護者の支援体制の充実
- ③ 高齢者世帯等の日常生活支援(除雪、ゴミ処理、住宅改修)
- ④ 高齢者・障害者・ボランティア等の在宅支援拠点の整備

### 【指針4 地域医療の充実】

地域医療の充実は、医師そのものの確保と、地域総合交通の充実により医療機会の確保の2点に集約されます。

特にも医師については、地域医療の充実に直接影響を与えることから、これまで同様あらゆる機会を捉え要請活動を行うものとします。

また、地域総合交通についても指針6の方針に照らし段階を踏んで充実に資するものとします。

- ① 医師確保対策

### 【指針5 子育て支援策の充実】

子育て支援施策は、遠野市総合計画前期基本計画に搭載されている少子化対策・子育て支援総合プラン実行計画に従い推進するものとし、医師確保と合わせ、遠野市助産院構想に基づく助産院の開設、岩手県立大学との相互友好協力協定に基づく保健福祉情報活用モデル事業をはじめ、健康診断、育児相談・支援事業、保育・学童保育の充実等により、乳児から成人にいたるあらゆる発達段階に応じた支援事業を総合的に推進するものとします。

- ① 子育て支援策の充実



## 【指針6 交通弱者に対する地域交通の拡充】

移動手段に乏しい自力で移動が困難な高齢者や障害者が地域で生活するためには、必須となる生活支援事業となります。また医療機関がない地域にとっては、医療機会を保障するための重要な取り組みとなります。

総合交通対策事業の推進、市や社会福祉協議会で実施している移送サービスの充実、地域ボランティアによる移送サービスの検討など、総合的な視野から地域交通の充実に資するものとしします。

- ① 総合交通対策の充実
- ② 移送サービスの充実
- ③ 地域ボランティアによる移送サービスの推進

## 【指針7 地域保健の充実】

地域保健の充実、市民の健康増進と生活習慣病をはじめとする疾病の予防が重要な位置づけとなります。そのためには、遠野市総合計画に搭載される「健康づくりプロジェクト」の着実な進展が必要であり、同時に市民一人ひとりが具体的に健康増進・疾病予防に取り組む機会を確保する必要もあります。

一方においては、平成20年度から実施される国の医療制度改革に対応した特定検診、特定保健指針に沿った、効果的な保健指導のプロセスや必要な保健指導技術の確立も急がれる課題となっています。

また、市民一人ひとりの健康増進に着目した高齢者や障害者等の移動が困難な方に対する検診機会の確保にも資する必要があります。

こうした考えた方から、「健康づくりプログラム」に従い具体的なかつ着実な事業の展開を図ることともに、地域での高齢者・障害者を含めた健康づくりサークル活動等の設置を進め、健康増進を切り口とした、健康づくり、介護・成人病予防、食育など多様な地域福祉コミュニティの創出に資するものとしします。

また、地域交通の拡充や市民協働体系の構築のなかで、高齢者や障害者等の健康増進の機会の提供に努めるものとしします。

- ① サークル活動の推進・充実
- ② 健康増進施策の効果的展開
- ③ 高齢者・障害者等の移動が困難な住民に対する健康診断等の機会の確保

### 【指針 8 障害者等の就労機会の確保】

障害者等の就労機会の確保を実現するためには、市、福祉関係事業者、民間企業、ハローワーク、障害者とその家族など幅広い就労支援ネットワークが必要であり、また就業機会を広域に捉えた場合は、その広域単位の就労支援ネットワークの構築が必要となります。

また、直ちに就業に結びつかない障害者の支援体制として、就労に結びつくための就業訓練や、就労訓練に馴染めない方の生産活動の機会の提供もまた重要な取り組みとなり、一人ひとりに応じた就業・就労訓練・生産活動の機会の確保に努め、障害者の自立支援、社会参画、所得の向上に資する必要があります。

こうした考え方から、岩手県障害者自立支援事業と連携しながら、市内外に就労支援ネットワークを構築し、障害者の就労機会等の確保に努めるものとします。

- ① 障害者等の就労機会の確保(自立支援)
- ② 障害者等の地域活動(日中活動)の機会の確保

### 【指針 9 総合相談窓口の充実】

介護保険制度、障害者自立支援制度など制度が高度化、専門化するなか、同様に市民の福祉ニーズも多様となってきており、自己や家族を含めた複数の相談事項を抱える市民の相談に対し、総合的に対応しうる相談対応体制の充実が益々重要なものとなってきています。

また、高齢者・障害者が、与えられるのではなく、自らの意思で主体的にサービスを選択するためには、それぞれのサービスの量や質がどの程度あり、どこで受けられるのかを予め知る必要もあります。

総合相談窓口を更に充実させ、多様な相談内容に対し総合的に対応するとともに、民生児童委員や福祉関係事業者等との相談支援ネットワークを構築し、速やかなサービスの決定に資するものとします。

- ① 様々な相談ができるワンストップ相談体制の整備

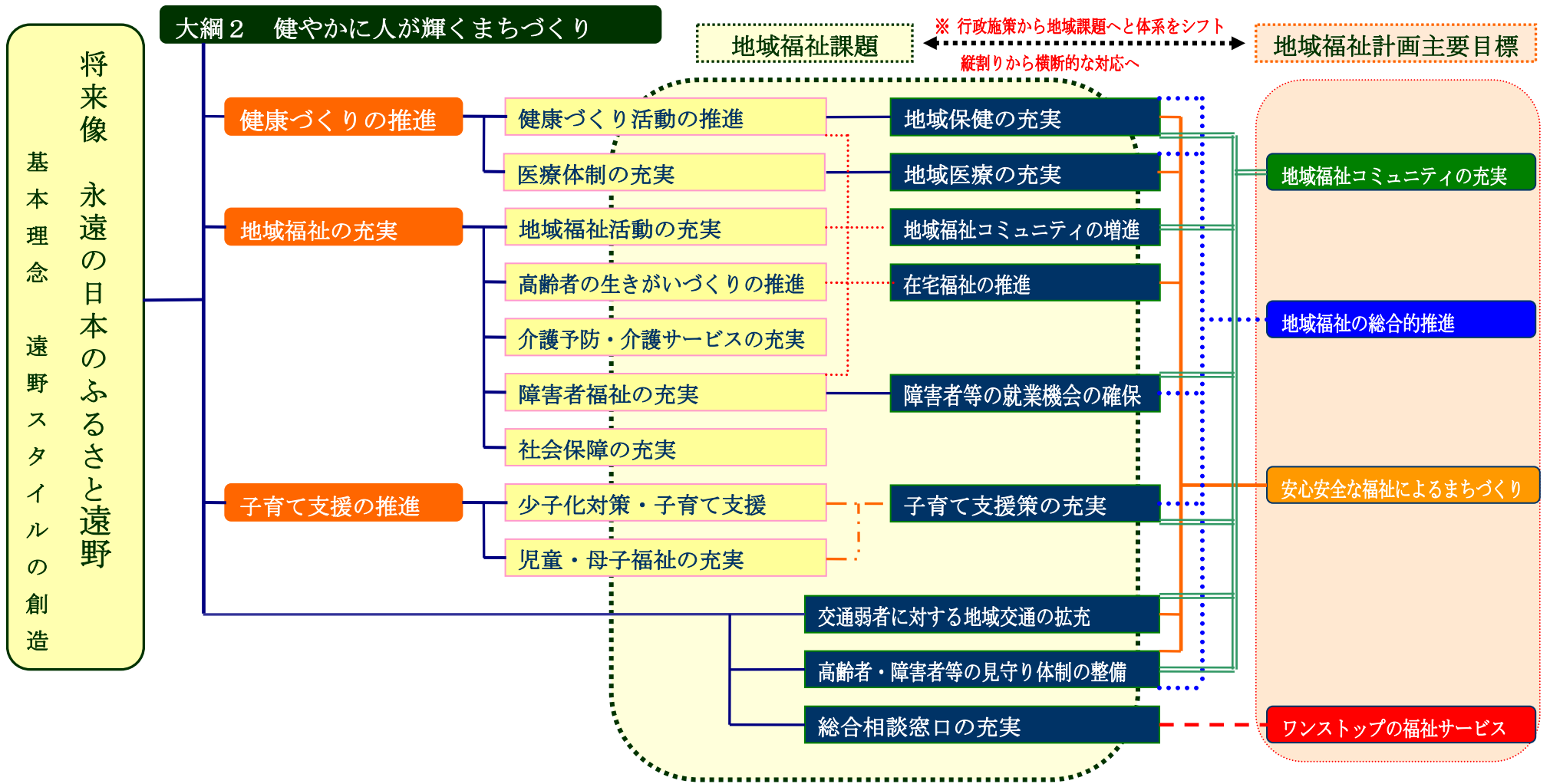
### 【指針 10 遠野型多目的福祉活動拠点機能の構築】

指針 1 では、高齢者・障害者・ボランティア等の地域福祉活動拠点の整備、指針 3 では短期入所施設の整備・拡充、指針 8 では障害者等の地域福祉活動拠点(就業訓練・生産活動拠点)の整備として確認された地域福祉課題となります。

これらの地域福祉ニーズに対し総合的に対応しうる多機能型福祉施設の整備を進めるとともに、多機能型であるが故の多様な地域コミュニティの増進に供しうる施設整備を検討します。

- ① 遠野型多目的福祉活動拠点機能の構築

# 遠野市地域福祉課題の体系図



## 第4章 地域福祉推進5ヵ年プログラム

### I 地域福祉推進5ヵ年プログラムの位置づけ

地域福祉計画主要指針の具現化に向け、市民、社会福祉協議会、福祉団体・事業者、行政等で目指すべき目標と推進過程を共有し、協働による福祉によるまちづくりを推進し、より実効ある地域福祉計画の運用に資するための行動プログラムと位置づけます。

また、当面する5ヵ年間の福祉行政施策の進行管理を行うものとなります。

#### 【プログラムの位置づけ】

- ① 市民、関係団体、行政の協働指針
- ② 福祉行政施策の進行管理

### II 地域福祉推進5ヵ年プログラムの基本方針

地域福祉推進5ヵ年プログラムは、福祉行政政策の着実な進展を図るとともに、市民協働による持続可能な地域福祉社会の醸成を促すものとなります。

そのためには、地域住民、社会福祉協議会、行政が地域の人材、活動拠点、地域福祉団体や地域ボランティア組織等の地域資源に基づき、無理のない持続可能な仕組みづくりを行う必要があります。

こうした考え方から、地域福祉行動指針の実際の実行にあたっては、各地域福祉圏域の地域福祉資源や市民協働の仕組みづくりの進捗状況に照らし実現可能な圏域から随時実施するものとします。

また、本プログラムは、各個別計画の見直しや、制度の改正、あるいは喫緊の福祉課題や住民ニーズに対応しうる柔軟な運用もまた求められるものとなり、必要に応じて随時見直を行うものとします。

#### 【主要目標(地域福祉推進5ヵ年プログラム)】

- ① ワンストップの福祉サービス…相談体制の強化と窓口の一元化
- ② 地域福祉コミュニケーションの充実…地域福祉の住民参画
- ③ 地域福祉の総合的推進…社会福祉協議会と健康福祉の里の有機的結合(福祉増進の両輪)

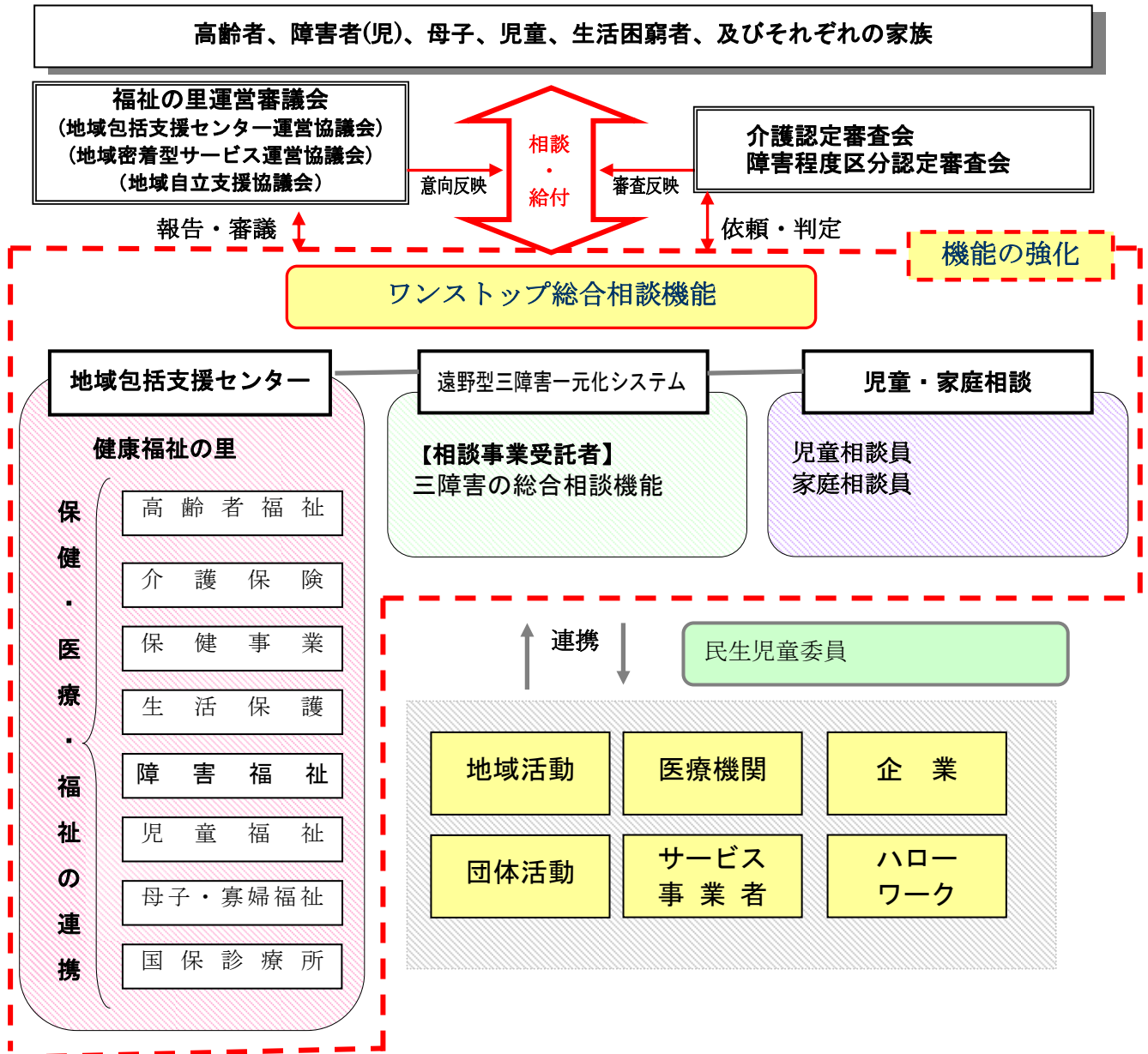
#### 【実行指針】

- 指針1 地域福祉コミュニティの増進
- 指針2 高齢者・障害者等の見守り体制の整備
- 指針3 在宅福祉の推進
- 指針4 地域医療の充実
- 指針5 子育て支援策の充実
- 指針6 交通弱者に対する地域交通の拡充
- 指針7 地域保健の充実
- 指針8 障害者等の就業機会の確保
- 指針9 総合相談窓口の充実
- 指針10 遠野型多目的福祉活動拠点機能の整備

### Ⅲ プログラム1【ワンストップの福祉サービス】

健康福祉の里の相談窓口機能を強化し、多様な福祉ニーズを抱える市民一人、ひとりに適切かつ総合的な福祉サービスの提供に努め、地域福祉計画に求められる地域における福祉サービスの適切な利用の推進に資するものとします。

#### 【総合窓口体制の強化（相談支援体制を含む）】



#### 【行動指針 9】 総合相談窓口の充実

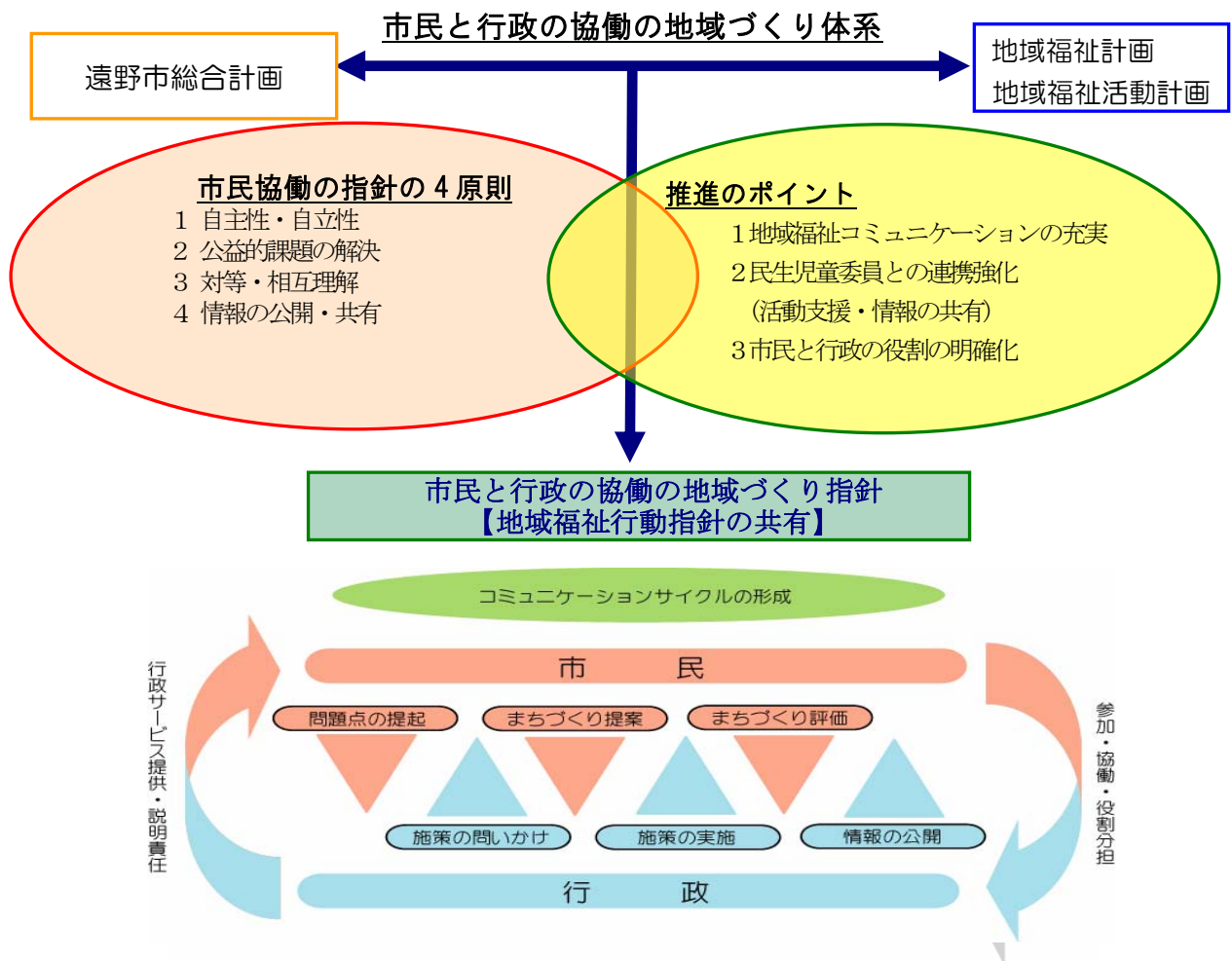
- 行政と社会福祉協議会の相談機能の連携・強化
- 地域包括支援センターの相談・調整機能の充実
- 地域福祉に関する一元的情報提供と共有

#### IV プログラム2 【地域福祉コミュニティの充実】

地域福祉課題の解決のためには、地域の組織化が必要不可欠なものとなります。また、地域の組織化によるネットワークの構築も重要な取り組み事項となります。

市では、地域福祉計画で定める日常生活圏域に応じ、これまでの地域づくりと一体となった多様なコミュニティの創造に努めるものとします。

推進にあたっては、地域住民の皆さんと話し合いながら、必要な支援を行うとともに、地域の実情に即した形での持続可能な地域福祉コミュニケーションの充実に資するものとします。



- 【行動指針1】 地域福祉コミュニティの増進
- 【行動指針2】 高齢者・障害者の見守り体制の整備

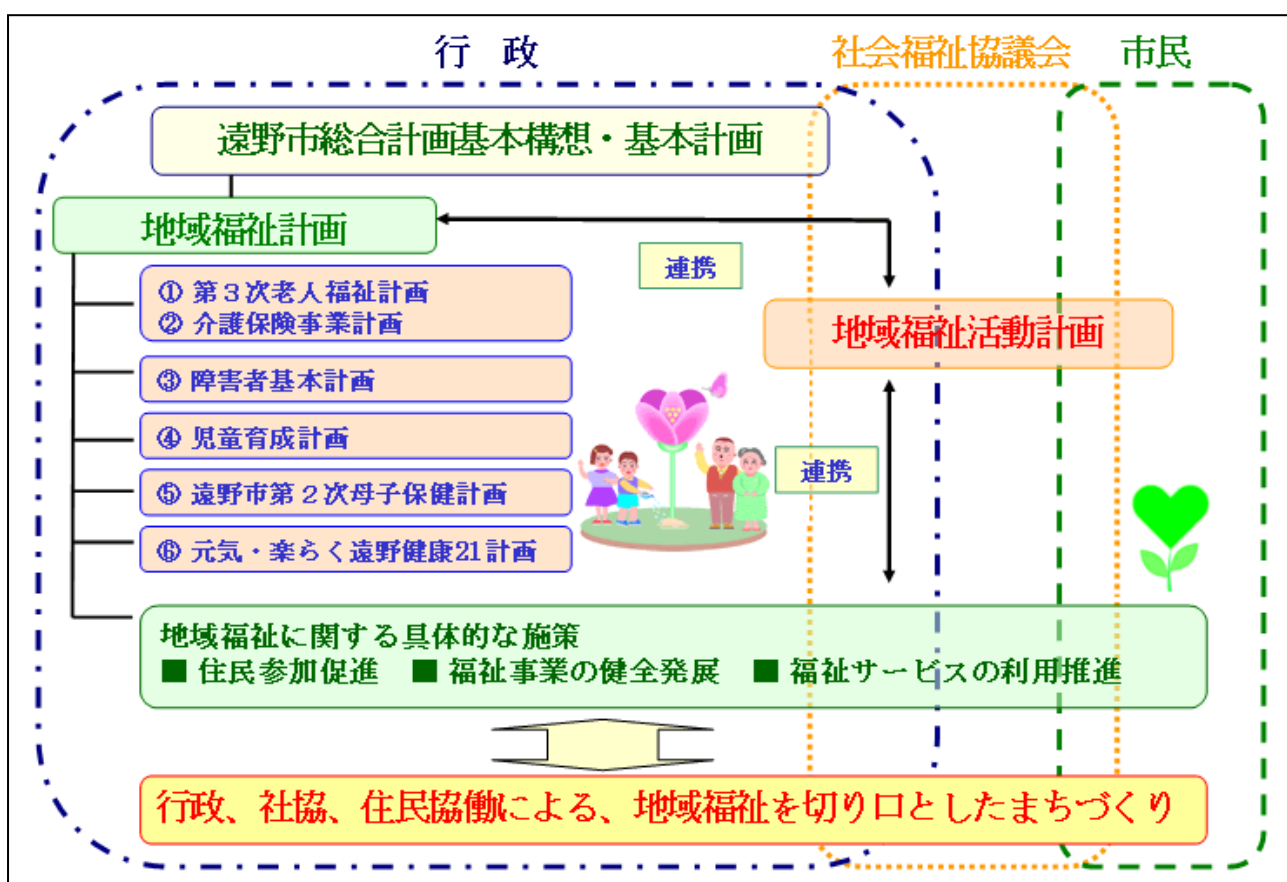
## V プログラム3 【地域福祉の総合的推進】

当市の地域福祉活動は、行政施策(制度)と地域住民生活を補完するように各地域福祉団体が活動しており、こうした市民のコミュニケーションと行政の協働体系が今後益々重要な役割を果たすものとなります。

そのためには、地域福祉団体のトータルコーディネーターとしての社会福祉協議会の位置付けを再確認し、行政と社会福祉協議会の役割を明確にしたうえで、相互に連携を強化する必要があります。

健康福祉の里においては、保健・福祉・医療の総合センターとしての政策形成機能の強化に、また社会福祉協議会においては、地域住民、地域福祉団体の抱える福祉ニーズを体系化するとともに、ボランティア団体活動をはじめとする地域福祉コミュニケーションの増進に資する必要があります。

地域福祉の総合的推進に際しては、こうした考え方にに基づき、地域住民と社会福祉団体・事業者、行政によるトータルネットワークを構築するものとします。



【行動指針3】 在宅福祉の推進

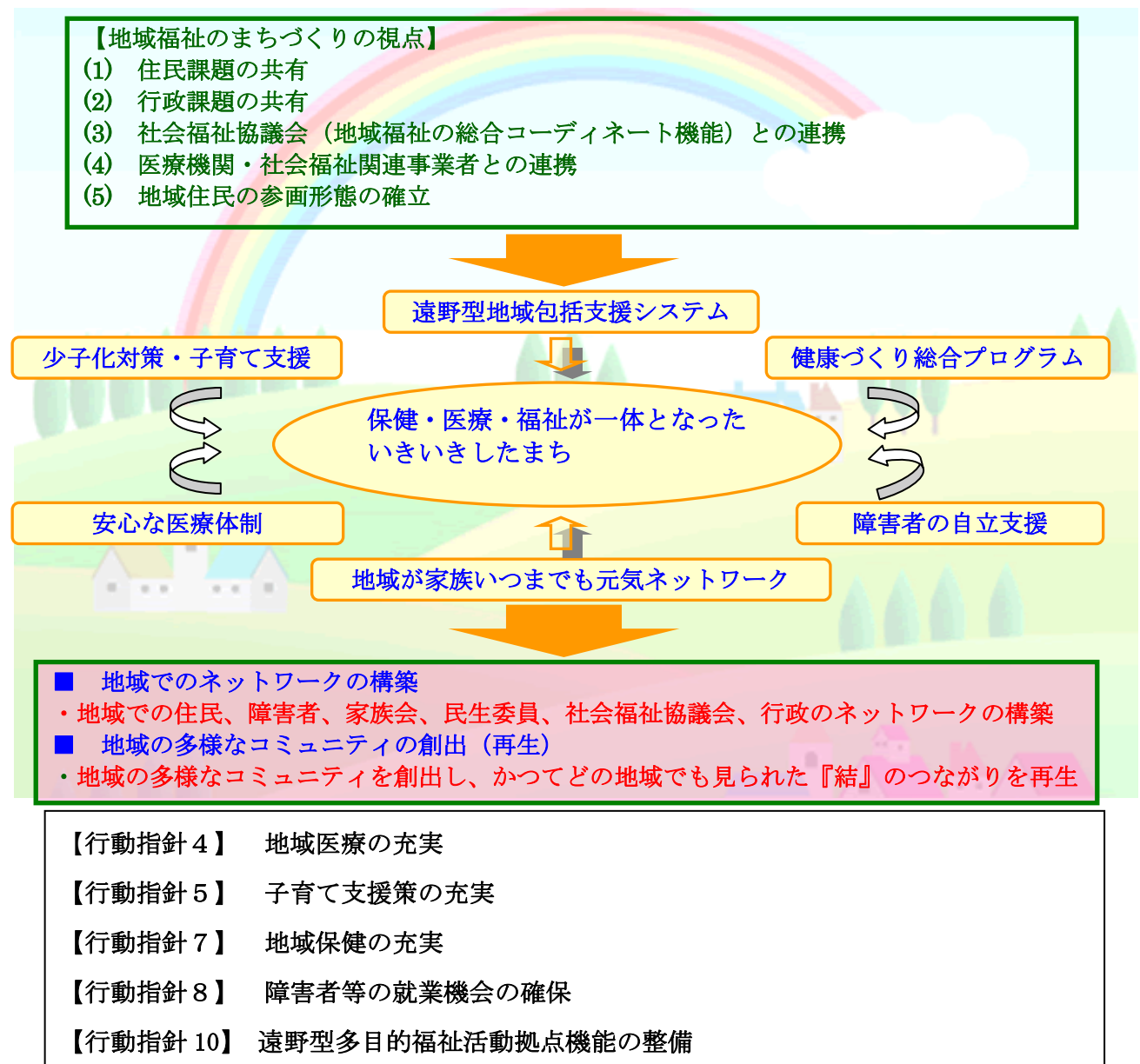
【行動指針6】 交通弱者に対する地域交通の拡充

#### IV プログラム4【安心安全な福祉まちづくり】

すべての市民が、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成を具体的に推進するため、それぞれの地域で地域福祉活動の機会の確保と拠点化を推進するものとし、

拠点の整備にあたっては、①地域のボランティア活動拠点、②高齢者の生きがい活動拠点、③介護保健施設、④障害者の日中活動、⑤一人暮らし高齢者や在宅障害者の引きこもり防止など、地域の実情に即した多用な福祉活動に供するものとし、既存の公共施設等を有効に活用するものとし、

また、合わせて、休耕田等を活用した換金率の高い農作物の生産、加工、販売や、環境・リサイクル事業、市内の誘致企業の下請けなど、地域の保有する福祉資源に応じた地域活動を支援するものとし、地域の高齢者、障害者等の所得向上、就業支援に取り組み、引いては地域総体の活性化に繋げるものとし、





## 【遠野市地域福祉計画 地域福祉推進5ヵ年プログラム】

